

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の一般傍聴人の定員は定めない。ただし、会場の都合によりこれを制限することができる。

（傍聴の手続き）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の開催場所において、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴人受付簿（第1号様式）に住所、氏名及び年齢を記入の上、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、受付順に交付する。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

（3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）異様な服装をしている者

（9）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

（1）会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

（2）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと

（3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと

(4) 飲食又は喫煙をしないこと

(5) みだりに席を離れないこと

(6) 不体裁な行為又は他人に迷惑になる行為をしないこと

(7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない

(職員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

平成 年 月 日

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 第 回 会議傍聴人受付簿

No _____

番号	住 所	氏 名	年 齢	備 考

第2号様式（第3条関係）

傍 聴 証

第 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会